宥恕期間が終了に.....

電子帳簿保存制度への 対応を確認しよう

電子帳簿保存法の概要

とが定められています。この税法 として紙の原本で7年保存するこ 存を認めたのが「電子帳簿保存法 の特例として、電子データでの保 帳簿や書類は、 税法により原則

メールなど電子データで受け取った 書類の電子保存を義務付ける改正電 子帳簿保存法の宥恕期間が2023 年末で終わります。そこで、本稿では 2024年1月から求められる対応に ついて、いまいちど確認します。

チェンジチェアコンサルティング合同会社

公認会計士 木村 智宏

改正による見直し 電子帳簿保存法の

件が厳しかったことや、 が阻害されていたことから、 などにより納税者の電子化の促進 のデータを保存するための法律要 に施行されていますが、 電子帳簿保存法は、 1998年 認知不足 帳簿書類

進化や利便性の向上により、電子

係書類について、テクノロジーの た請求書や納品書といった取引関

従前まで、

紙でやり取りしてい

使った電子取引の割合が年々増加

ステム、クラウドサービスなどを メールやホームページ、EDIシ

> など、企業に求められる対応は二 る見直しと緩和措置が追加される 改正では電子帳簿についてさらな 置が設けられ、2023年度税制 義務化については2年間の宥恕措 年12月に電子取引のデータ保存の 見込まれたことにより、2021 由で対応が困難な事業者等が多数 でいないことや、 しかし、制度の認知が十分進ん 事務負担等の理

します (図表1)。 められる対応について改めて確認 恕措置が終わる2024年から求 けるポイント、そして2年間の宥 経緯と2023年度税制改正にお そこで、電子帳簿保存法の改正 化されました。 いて電子的に保存することが義務 するなか、2021年度税制改正 これらの電子取引につ

転三転しています。

認が撤廃されました。

が行なわれました。 の3つに限定される等の要件緩 須要素が日付・取引金額・取引先 保存した電子データの検索性の必 際、タイムスタンプの付与期間や、 税関係書類をスキャナ保存する さらに、紙媒体の取引情報や国

場合は、 税が10%加算されることとされま データ化した内容に不正があった 保存することが不可とされ、 にかかわるデータを紙に出力して タの保存が義務化され、 一方で、電子取引に関するデー ペナルティとして重加算 電子取引

れてきました。 とともに幾度かの見直しが行なわ

でに必要だった税務署長の事前承 ど大きく改正されました。 子データの保存が義務化されるな の大幅な緩和に加えて、新たに電 まずは、運用開始の3か月前 とくに、2021年には、

べき要件の数が緩和されました。 タ保存が認められるという満たす 3つの要件を満たせば、 に従って記録しており、 れ、正規の簿記の原則(複式簿記) 少申告加算税の軽減措置が整備さ また、優良な電子帳簿に係る渦 電子デー かつ最低

電子帳簿保存法の全体像 図表1 電子帳簿保存法 区 分 作成·入手 内 容 仕訳帳、総勘定元帳、補助元帳、売上/仕入台帳、 自己作成 国税関係帳簿 現金出納帳、売掛帳、買掛帳 等 自己作成帳簿書類 1 保存制度 自己作成 決算関係書類 貸借対照表、損益計算書、棚卸表 等 国税関係書類 自己作成(写) 【重要書類】契約書、納品書、請求書、領収書等 取引関係書類 【一般書類】 見積書、注文書、検収書等

電子契約、納品情報、請求情報、領収情報、

見積情報、注文情報、検収情報 等

023年度税制改正大綱では、 保の観点での必要性等を改めて考 状況や対応可能性、 帳簿等保存制度全般につい 子取引データの保存も含め、 打ち出されました。 業者における経理の電子化の実施 2022年12月に公表された2 相次いで細かな緩和措置が 適正課税の て、 電子 事 電

変更点 2023年度税制 優良電子帳簿の範囲の明確化 正の

相手から受領

EDI取引/インターネット取引/

電子メール取引/クラウド取引

の確保、 要件をすべて満たした真実性と可 書類等の 優良帳簿とは、 検索機能の確保の5つの保存 が備付け、 相互関連性の確 訂 正· 見読可能 保、 削除履歴 性の 関係 確

ごとに整理された」

状態で、

電

で出力され、

取引年月日や取

引先

「整然とした形式及び明瞭な状

の求めに応じることに加え、

電子取引データ

年度税制改正審議のなかで、 問答無用で施行される予定でした 実質的に2年間は税務署長の事前 が間に合わないという声が多く上 を可能とする宥恕措置が設けられ 承認を得ることなく、 この2021年の改正内容につ 2022年度税制改正で、 行を間近に控えた2022 2022年1月1日より 紙での保存

スキャナ保存制度

が、

いては、

電子取引デ

保存制度

がり、

電子取引の保存要件の見直

きる、 データのダウンロード できる保存方法として、 000万円以下」 要となる売上高基準について、 できる)の例外として認められて 額・取引先を組み合わせて検索が 指定して検索ができる、 0) つである検索機能の確保 万円以下」に引き上げられました。 た、検索機能の確保の要件 また、どの保存義務者でも適用 日付・金額・取引先で検索が 電子取引データの保存要件の1 日付・金額につい から「5000 (提示・ 日付・金 電子取引 て範囲を (取引等 が不 $\overline{1}$ で

ことをいいます。 性が担保された国税関係帳簿 0

対象となる帳簿の種類が明示され 限定化・明確化され、 ために保存が必要な帳簿の範囲 ら、この優良帳簿の適用を受ける るのはハードルが高かったことか 件をすべての帳簿に対して担保す る場合に、これらの5つの保存要 優良帳簿の適用を受けようとす 優良帳簿の が

> 要件を不要とする措置が講じられ に応じることができるようにして 取引データを出力することにより ています いる場合にも、 作成した書面の (29%~図表2)。 検索機能の 提示・提出の求め 確保の

恒久的猶予措置 電子取引のデータ保存義務の

りました 理されたものに限る)の提示・ 検索機能の確保の要件は不要とな ができるようにしているときは、 ダウンロードの求めに応じること 出の求めおよび電子取引データの とにより作成した書面 た形式および明瞭な状態で出力さ 電子取引のデータを出力するこ 取引年月日や取引先ごとに整 (図表2)。 (整然とし 提

スキャナ保存要件のさらなる緩和

情報の確認が不要となりました。 ていることを踏まえて、 しておく必要性が乏しくなってき 報を確認することができるように 入力(読取り) 国税関係書類に係る記録事項 を行なう者等の情 入力者等

像度・階調・大きさについての 認することができる場合には、 また、 情報につい スキャナで読み取った際 て、 目視等により確 解

です。

です。

です。

です。

です。

安書類に限定されました。 というに、スキャナで読み取った に関連性を確認することができる に関連性を確認することができる に関連性を確認することができる ようにしておく必要がありました が、範囲が膨大で負担が大きかっ たことや、一般書類を含めなくて も適正な決算業務に与える影響は も適正な決算業務に与える影響は をやモノの流れに直接連動する重 金やモノの流れに直接連動する重

場合の実務上の留意点電子データでやり取りする

現状の電子取引の内容を整理

ストアップします。
ータでやり取りしているものをリ行なっているかを把握し、電子ディまず、自社でどのような取引を

保存方法(取引先ごとに、どこに、クラウドサービス・FAX等)やにその授受方法(PDF、EDI、そのうえで、取引関係書類ごと

理しておく必要があります。どう保存しているか)について整

電子取引データの保存方法の決定

択する必要があります。かから自社に適した保存方法を選いては、電子取引の保存要件のな電子取引データの保存方法につ

を保存方法を選択しましょう。 せんので、取引ごとに自社に適し 取引ごとに異なっても問題ありま ルが参考になります。保存方法は は、国税庁が公開しているサンプ

電子取引データの保存場所の決定

した証憑管理システムに保存する存するか、電子データ保存に対応自社のサーバ内のフォルダ等へ保留子取引データの保存場所は、

作成することが求められます。 そのうえで、自社のサーバ内の そのうえで、自社のサーバ内の フォルダ等へ保存する場合は、原 則的には電子データの保存に係る 検索機能の確保の要件を満たすよ うにするため、規則的なファイル うにするため、規則的なファイル うにするため、規則的なファイル のと、原 をどの表計算ソフト等で検索簿を などの表計算ソフト等で検索簿を

が便利です。

記憑管理システムを利用する場合には、自動で検索要件を満たすことから、ファイル名の整備や索ことから、ファイル名の整備や索

きましょう。とましょう。とましょう。と、バックアップ体制が十分に構と、バックアップ体制が十分に構し、十分な保存領域があること、は、十分な保存領域があること、は、十分な保存領域があること、

関係者への周知

いて電子取引に関する取扱いルーしても周知することが必要です。しても周知することが必要です。には、社内だけでなく取引先に対

合には、電子データのまま回覧すの回覧を前提に設計されている場とくに社内の業務フローが書面

ルを説明します。

があります。

決めておく必要があります。
り替える取引先が増えてくるようり替える取引先が増えてくるよう

とを確認しておきましょう。紙の原本でのやり取りはしないこ取りしている取引先には、今後はずータとは別に紙の原本もやり

実務上の留意点紙でやり取りする場合の

スキャナ保存の対象とする

青類の決定

でやり取りしているものをリスト行なっているかを把握し、紙のみまず、自社でどのような取引を

を決定しておく必要があります。そのうえで、どの書類を紙のまま保存するのかについて、対象書類保存するのかについて、対象書類になったが、がの書類を紙のまで、との書類を紙のまでやり取りしているものをリスト

れるので、この区分によりスキャじて重要書類と一般書類に区分さ接連動するかどうかの重要度に応関係書類は、資金や物の移動に直関の書類は、資金の対象範囲は任意

る必要があります。

制度に対応したスキャナ

があります。
条件を満たすものを用意する必要 条件を満たすものを用意する必要

スキャナ保存後の書類の取扱い

とが可能です。とが可能です。とが可能です。とが可能です。との原本をスキャンま書・領収書等の原本をスキャンとで、取引先から受領した紙の請とで、取引先から受領した紙の請とが可能です。

要件を満たしたスキャンデータの保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄の保存ができれば紙の原本を廃棄があります。

入力期間は、国税関係書類の処 理に関する規程がある場合は、書 類受領等から最長2か月とおおむ ね7営業日以内とされています。 れ7営業日以内とされています。 ない電磁的記録となり、紙のまま 保存することになってしまうた 保存することになってしまうた

システム導入の検討

スキャナ保存の要件を満たすたスキャナは、書類を入力期間内にスキめには、書類を入力期間内にスキめには、書類を入力期間内にスキめには、書類を入力期間内にスキめには、書類を入力期間内にスキ

列小として、訂E・刊余の夏季となるので注意しましょう。 キャナ保存の場合は基本的に必須選択要件の1つになりますが、スータの保存の場合は、いくつかの

例外として、訂正・削除の履歴を確認できる場合には、タイムスを確認できる場合には、タイムスかがわかるシステムの使用により入がわかるシステムの使用により入がわかるシステムの使用により入がわかるシステムの使用により入

下の事業者以外の場合は、原則と不要となる売上高5000万円以また、検索機能の確保の要件が

図表2 電子取引データの保存要件

※自社開発システムの場合には、システム書類の備付けをすることが保存要件として追加される。

保存要件 保存方法 適用要件 真実性の確保 可視性の確保* 見読可能装置の 備付け等 改ざん 検索機能の 確保 防止措置 原則通りの 要 要 要 保存要件で保存 相当の理由があり、 ダウンロードの求めに 新たな猶予措置を 適用して保存 応じること、出力書面 不 要 不 要 不 要 (相当な理由) の提示・提出の求めに 応じることが前提 売上高5,000万円 判定期間の売上高 以下のものの 5,000万円以下で 不要 要 要 検索要件不要措置を ダウンロードの求め 適用して保存 に応じることが前提 ダウンロードの求め 書面の提示等の に応じること、日付・ 求めに応じるものの 要 不 要 要 取引先ごとに整理し 検索要件不要措置を た出力書面の提示等 適用して保存

で検索簿を作成することが求めら
Excelなどの表計算ソフト等
なファイル名を付すか、もしくは
なして、取引等の日付・金額・取引

れます。

も求められます。

確認できるようにバージョン管理った際は、その履歴と操作内容をった際は、訂正または削除を行な

経理・税務をわかりやすく解説する記事を中心に、様々なメディアで幅広く執筆活動を行なう。きむら ともひろ(チェンジチェアコンサルティング合同会社 代表社員。公認会計士。複雑な